

[事案 2023-206] 慰謝料請求

・令和6年4月11日 和解成立

<事案の概要>

営業担当者からの執拗な営業電話等を理由に、慰謝料を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

強く拒絶し続けているにもかかわらず、保険会社の営業担当者から繰り返し営業電話を受け、そのうえ保険会社の極めて不誠実な対応により精神的苦痛を被ったことから、慰謝料を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)過去に申立人が当社へ営業行為を拒絶したことを知らずに、営業担当者が電話連絡をしたものであり、当社営業担当者に故意・過失があったとは言えない。
- (2)申立人に対し積極的に営業行為を継続することは意図しておらず、将来において、別の営業担当者が架電してしまう可能性が排除できないことを申立人に説明した。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、営業電話の状況等を確認するため、申立人対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。